

別表 釧路市森林整備対策推進事業における補助対象となる施業種、補助対象者要件、補助基本額、及び補助率

補助対象となる施業種	補助対象者要件	補助基本額（補助対象経費）	補助率
①植栽系 （準備地拵・人工造林・肥培造林・被害地造林（森林病虫害等・気象災等）・気象災害復旧造林・樹下植栽・誘導造林）	釧路市内の森林を対象に、森林環境保全整備事業等の造林関係事業実施要領等に基づき実施し、北海道より補助金の交付決定を受けた左記事業のうち、交付要綱第3の規定に該当し、かつ「豊かな森づくり推進事業」の助成対象となる者。	北海道が行う造林関係事業実施要領等に定める事業単価を用いて算出する標準経費（以下「標準経費」という。）、又は左記事業の実施に要した経費（以下「実行経費」という。）のいずれか低い方の額より、当該事業に係る北海道からの補助金額（以下「道補助金」）を差し引いた上で、「豊かな森づくり推進事業」の補助金申請予定額（以下「豊かな森補助金」）を差し引いた額。	補助基本額の70%以内とする。 但し、総補助金額（道補助額＋豊かな森補助金＋市補助金）の上限を、標準経費または実行経費のいずれか低い方の額の98.2%以内とする。
②下刈・除伐・保育間伐	釧路市内の森林を対象に、森林環境保全整備事業等の造林関係事業実施要領等に基づき実施し、北海道より補助金の交付決定を受けた左記事業のうち、当該事業の費用を負担し、かつ交付要綱第3の規定に該当する森林所有者。	実行経費または標準経費のいずれか低い方の額より、当該事業に係る道補助金を差し引いた額。	補助基本額の70%以内とする。 但し、総補助金額（道補助金＋市補助金）の上限を、標準経費または実行経費のいずれか低い方の額の90.4%以内とする。 なお、北海道が行う森林環境保全整備事業による下刈のうち、査定係数が180となる事業については、上記の「90.4%以内」を「91.6%以内」とする。
③間伐	釧路市内の森林を対象に、森林環境保全整備事業等の造林関係事業実施要領等に基づき実施し、北海道より補助金の交付決定を受けた左記事業のうち、当該事業の費用を負担し、かつ交付要綱第3の規定に該当する森林所有者。	実行経費または標準経費のいずれか低い方の額より、当該事業に係る道補助金を差し引いた額。	補助基本額の50%以内とする。 但し、総補助金額（道補助金＋市補助金）の上限を、標準経費または実行経費のいずれか低い方の額の84%以内とする。
④付帯施設等整備 （鳥獣害防止施設等整備・殺そ剤散布）	釧路市内の森林を対象に、森林環境保全整備事業等の造林関係事業実施要領等に基づき実施し、北海道より補助金の交付決定を受けた左記事業のうち、当該事業の費用を負担し、かつ交付要綱第3の規定に該当する森林所有者。	標準経費又は実行経費のいずれか低い方の額	補助基本額の10%以内とする。 但し、総補助金額（道補助金＋市補助金）は標準経費又は実行経費のいずれか低い方の額以内とする。
⑤付帯施設等整備 （鳥獣害防止施設等整備・侵入防止柵）	釧路市内の森林を対象に、森林環境保全整備事業実施要領に基づき実施し、北海道より補助金の交付決定を受けた左記事業のうち、当該事業の費用を負担し、かつ交付要綱第3の規定に該当する森林所有者。	実行経費または標準経費のいずれか低い方の額より、当該事業に係る道補助金を差し引いた額。	補助基本額の50%以内とする。 但し、総補助金額（道補助金＋市補助金）の上限を、標準経費または実行経費のいずれか低い方の額の84%以内とする。 なお、北海道が行う森林環境保全整備事業による付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備・侵入防止柵）のうち、査定係数が180となる事業については、上記の「84%以内」を「86%以内」とする。